

別紙3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	0
H19	0
H20	0
H21	27
H22	121
H23	47
H24	118
H25	121
H26	117
H27	144
H28	165
H29	797
H30	2,549

(注1) 平成18年度から平成27年度までは実績値を、平成28年度は実績見込み額を記載している

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰越を認めるものとする